

熊本県公報

第12820号
令和元年(2019年)
5月7日(火)
(毎週 火・金発行)

目次

告 示

- 漁港施設使用料の徴収事務委託…………… (漁港漁場整備課) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定…………… (障がい者支援課) 2
- 身体障害者福祉法第15条第1項の指定に基づく医師の指定…………… (") 2
- 造成宅地防災区域の指定…………… (建築課) 2
- 造成宅地防災区域の指定…………… (") 3
- 造成宅地防災区域の指定…………… (") 5
- 造成宅地防災区域の指定…………… (") 6
- 公 告
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 6
- 林業種苗法に基づく生産事業者の登録…………… (森林整備課) 6
- 令和元年度狩猟免許試験並びに狩猟免許更新に係る講習及び適性検査の実施…………… (自然保護課) 7
- 令和元年度(2019年度)毒物劇物取扱者試験の実施…………… (薬務衛生課) 9
- 建設業法第29条の2第1項の規定に基づく建設業者の許可取消し…………… (監理課) 11
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出…………… (商工振興金融課) 12
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 12
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (") 12
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (農地・担い手支援課) 12
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (") 13
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (") 13
- 農用地利用配分計画の認可…………… (") 13
- 登 載 依 頼
- 政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数…………… (選挙管理委員会) 14
- 熊本県教育情報化推進事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入りに係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等…………… (教育政策課) 15
- 熊本県教育情報化推進事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入りに係る一般競争入札の実施…………… (") 15

告 示

熊本県告示第2号

熊本県漁港管理条例(昭和37年熊本県条例第17号)第15条第1項に規定する使用料の徴収事務を次のとおり委託したので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第2項の規定により告示する。

なお、平成30年(2018年)4月24日熊本県告示第368号(漁港施設使用料の徴収事務委託)は、廃止する。

令和元年(2019年)5月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

漁 港 名	受 託 者
赤瀬漁港	網田漁業協同組合
郡浦漁港	三角町漁業協同組合
塩屋漁港	河内漁業協同組合
合串漁港	津奈木漁業協同組合
丸島漁港	水俣市漁業協同組合
鳩之釜漁港	天草漁業協同組合

樋合漁港	天草漁業協同組合
佐伊津漁港	天草漁業協同組合
二江漁港	天草漁業協同組合
富岡漁港	天草漁業協同組合
大江漁港	天草漁業協同組合
大多尾漁港	天草漁業協同組合
宮田漁港	倉岳町漁業協同組合
御所浦漁港	天草漁業協同組合
下桶川漁港	樋島漁業協同組合
牛深漁港	天草漁業協同組合

熊本県告示第3号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。
 令和元年（2019年）5月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

（育成医療・更生医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	担当する医療の種類	指定年月日
きくちドライブスルー薬局 菊池市西寺1392番地1	調剤	平成31年（2019年） 4月1日

熊本県告示第4号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により身体障害者手帳の交付に係る診断を行う医師として次の医師を指定したので、熊本県身体障害者福祉法施行細則（平成7年熊本県規則第16号）第2条第1項の規定により告示する。
 令和元年（2019年）5月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

診療科目	医師の氏名	医療機関の名称及び所在地	指定年月日
外科	木村 有	社会医療法人潤心会熊本セントラル病院 菊池郡大津町大字室955番地	平成31年（2019年）3月25日
整形外科	金本 勲	国立療養所菊池恵楓園 合志市栄3796番地	平成31年（2019年）3月25日

熊本県告示第5号

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第20条第1項の規定により造成宅地防災区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。
 令和元年（2019年）5月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

安永・馬水1地区（大規模）

上益城郡益城町大字馬水字西原1番1、1番2、1番3、1番4、1番5、2番1、2番2、3番、4番1、4番2、4番3、4番4、4番5、5番、5番2、10番1、69番1、69番2、69番3、70番1、70番2、70番3、70番4、70番5、70番6、70番7、70番8、70番9、70番10、70番11、70番12、70番13、70番14、70番15、70番16、70番17、70番18、70番18地先の脱落地、70番19、70番20、70番21、70番22、70番23、70番24、73番1、73番2、74番1、74番2、75番、76番、77番1、77番2、77番3、78番1、78番2、78番3
 上益城郡益城町大字馬水字居屋敷又455番、455番2、455番3、455番4、455番7、455番8、455番9、455番10、455番11、455番12、455番14、457番1、456番、457番2、457番3、458番、459番1、459番2、460番1、460番2、461番1、461番2、461番4、462番1、462番2、462番3、463番、464番1、464番2、464番3、464番4、524番1、524番2、525番1、525番2、526番1、526番2、526番3、526番4、527番、528番、529番1、529番2、530番1、530番2、531番、532番1、532番4、532番5、532番6、

5 3 2 番 7、5 3 2 番 8、5 3 2 番 9、5 3 2 番 10、5 3 2 番 11、5 3 2 番 12、
5 3 2 番 13、5 3 2 番 14、5 3 2 番 15、5 3 2 番 16、5 3 2 番 17、5 3 3 番
1、5 3 3 番 3、5 3 3 番 4、5 3 3 番 5、5 3 4 番 3、5 3 4 番 4、5 3 4 番 5、5
3 4 番 6、5 3 4 番 6地先の脱落地、5 3 5 番 1、5 3 5 番 3、5 3 5 番 4、5 3 5 番
5、5 3 5 番 6、5 3 6 番、5 4 0 番 1、5 4 0 番 2、5 4 0 番 3、5 4 0 番 4、5 4
0 番 5、5 4 0 番 6、5 4 0 番 7、5 4 1 番、5 4 2 番 1、5 4 2 番 2、5 4 2 番 3、
5 4 5 番、5 4 6 番 1、5 4 6 番 2、5 4 7 番 1、5 4 7 番 2、5 4 8 番 1、5 4 8 番
2、5 4 8 番 4、5 4 8 番 5、5 4 9 番 1、5 4 9 番 2、5 4 9 番 3、5 5 0 番、5 5
4 番、5 5 5 番、5 5 5 番地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)、5 5 6 番 1、
5 5 6 番 2、5 5 6 番 3、5 5 7 番 1、5 5 7 番 2、5 5 8 番 1、5 5 8 番 2、5 5 9
番、5 6 0 番、5 6 1 番、5 6 2 番、5 6 3 番、5 6 4 番、5 6 4 番地先の道の一部(次
の図に示す部分に限る。)、5 6 5 番、5 6 5 番地先の道の一部(次の図に示す部分に限
る。)、5 6 6 番 1、5 6 6 番 2、5 6 6 番 3、5 6 7 番 1、5 6 7 番 2、5 6 7 番 3、
5 6 7 番 4、5 6 7 番 5、5 6 7 番 6、5 6 7 番 7、5 6 8 番 1-1、5 6 8 番 1-2、
5 6 8 番 1-4、5 6 8 番 1-7、5 6 8 番 1-8、5 6 8 番 1-15、5 6 8 番 1-
16、5 6 8 番 1-17、5 6 8 番 1-20、5 6 8 番 1-21、5 6 8 番 10、5 6
8 番 17、5 6 8 番 18、5 6 8 番 19、5 6 8 番 22、5 6 8 番 23、5 6 8 番 24、
5 6 8 番 25、5 6 8 番 26、5 6 8 番 27、5 6 8 番 28、5 6 8 番 29、5 6 8 番
30、5 6 8 番 31、5 6 8 番 32、5 6 8 番 33、5 6 8 番 34、5 7 0 番、5 7 1 番、5 7 2 番、
5 7 3 番 1、5 7 3 番 2、5 7 5 番 1、5 7 6 番、5 7 6 番地先の道の一部(次の図に
示す部分に限る。)、5 7 8 番 1、5 7 8 番 2、5 7 9 番、5 8 0 番、5 8 1 番、5 8 1
番地先の道、5 8 2 番、5 8 3 番 1、5 8 3 番 2、5 8 4 番 1、5 8 4 番 2、5 8 5 番
1、5 8 5 番 2、5 8 5 番 3、5 8 5 番 4、5 8 6 番 1、5 8 6 番 2、5 8 6 番 3、5
8 6 番 4、5 8 6 番 5、5 8 6 番 6、5 8 7 番 1、5 8 7 番 2、5 8 7 番 3、5 8 8 番、
5 9 0 番 1、5 9 0 番 2、5 9 0 番 3、5 9 0 番 4、5 9 0 番 5、5 9 0 番 6、5 9 0
番 7、5 9 0 番 8、5 9 0 番 9、5 9 0 番 10、5 9 1 番・5 9 2 番合併2、5 9 1 番
1、5 9 1 番 2、5 9 2 番 1、5 9 3 番 1、5 9 3 番 4、5 9 3 番 5、5 9 3 番 6、5
9 4 番、5 9 4 番 2、5 9 7 番 1、5 9 8 番 1、5 9 8 番 2、5 9 9 番、5 9 9 番 2、
5 9 9 番 3、6 0 0 番 1、6 0 0 番 2、6 0 1 番 1、6 0 1 番 3、6 0 1 番 2、6 0 1
番 6、6 0 1 番 7、6 0 1 番 8、6 0 1 番 9、6 0 1 番 10、6 0 2 番 1、6 0 2 番 2、
6 0 2 番 3、6 0 2 番 4、6 0 2 番 5、6 0 2 番 6、6 0 2 番 7、6 0 2 番 7地先の道
の一部(次の図に示す部分に限る。)、6 0 3 番 2、6 0 8 番 1、6 0 8 番 2、6 0 8 番
3、6 0 9 番、6 0 9 番 2、6 1 0 番、6 1 0 番 2、6 1 1 番、6 1 2 番 1、6 1 2 番
2、6 1 2 番 4、6 1 3 番 2、6 1 3 番 3、6 1 3 番 5
上益城郡益城町大字平田字上津留5 8 1 番 2、8 3 2 番 2、8 3 2 番 3、8 3 2 番 4、
8 3 2 番 5、8 3 2 番 6、8 3 2 番 7、8 3 3 番 1、8 3 3 番 2、
8 3 3 番 3、8 3 3 番 4、8 3 3 番 5、8 3 4 番 1、8 3 4 番 2、8 3 4 番 3、8 3 4 番 4、8 3 4
番 5、8 3 4 番 6、8 3 5 番 1、8 3 5 番 2、8 3 6 番、8 3 7 番 1、8 3 7 番 2、8
3 7 番 3、8 3 7 番 4、8 3 7 番 5、8 3 7 番 6、8 3 7 番 7

(「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び益城町役場に
備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第6号

宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第20条第1項の規定により造成宅地
防災区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。

令和元年(2019年)5月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

平田・福原地区(大規模)
上益城郡益城町大字平田字上津留5 8 1 番 2、5 8 1 番 3、5 8 1 番 4、5 8 1 番 5、
5 8 1 番 6、5 8 1 番 7、5 8 5 番 1の一部(次の図に示す部分に限る。)、5 8 5 番 2
の一部(次の図に示す部分に限る。)、5 8 5 番 2地先の水の一部(次の図に示す部分に
限る。)、5 8 5 番 4、5 8 5 番 5、6 5 3 番 2、6 5 4 番 6、6 8 2 番、6 8 3 番、6
8 4 番 1、6 8 4 番 2の一部(次の図に示す部分に限る。)、6 8 4 番 3の一部(次の図に
示す部分に限る。)、6 8 5 番 1、6 8 5 番 2、6 8 5 番 2地先の水の一部(次の図に
示す部分に限る。)、6 8 5 番 3、6 8 6 番、6 8 7 番 1、6 8 7 番 1地先の水、6 8 7
番 2、6 8 8 番 1、6 8 8 番 2、6 8 9 番 1、6 8 9 番 1地先の道の一部(次の図に示
す部分に限る。)、6 8 9 番 2、6 9 0 番・6 9 1 番 2合併、6 9 1 番 1、6 9 1 番 1地
先の水の一部(次の図に示す部分に限る。)
上益城郡益城町大字平田字下津留9 0 5 番 1の一部(次の図に示す部分に限る。)、9
0 5 番 2の一部(次の図に示す部分に限る。)、9 0 5 番 3の一部(次の図に示す部分に
限る。)、9 3 5 番、9 3 5 番 1、9 3 7 番 1、9 3 7 番 2、9 3 8 番、9 3 8 番地先の
水、9 3 9 番、9 4 0 番、9 4 1 番 1、9 4 1 番 2、9 4 1 番 2地先の水、9 4 1 番 3、
9 4 1 番 4、9 4 2 番 1、9 4 2 番 2、9 4 2 番 3、9 4 3 番、9 4 3 番地先の水の一
部(次の図に示す部分に限る。)、又9 4 3 番、9 4 4 番、9 4 4 番地先の道、9 4 5 番
1、9 4 5 番 2、9 4 6 番、9 4 7 番、9 4 8 番、9 4 9 番、9 5 0 番、9 5 1 番、9
5 2 番、9 5 3 番、9 5 4 番 1、9 5 4 番 2、9 5 5 番 1、9 5 6 番、9 5 8 番、9 5

8番地先の水の部(次の図に示す部分に限る。)、959番1、959番1地先の水、
959番2、959番3、960番、961番、962番1、962番2、962番2、963番、
又964番、964番1、964番3、965番1、965番2、965番3、967
番、969番、976番1、976番2、977番1、977番2、978番、979
番、980番、981番、982番、983番、984番、985番・986番併、
987番1、987番2、988番1、988番2、988番3、989番1、989
番2、990番、991番、992番、993番、993番地先の脱落地、995番、
996番、997番、998番、999番、1000番1、1000番2、1000番
3、1000番4、1000番5、1001番、1002番1、1002番2、100
3番2、1004番2、1005番2、1005番2-1、1005番2・1006番
1006番2、1007番、1008番1、1008番2、1008番3、1008番
4、1008番5、1009番、1010番、1011番1、1011番2、1011
番3、1011番4、1011番5、1012番1、1012番2、1013番1、1
013番2、1014番1、1014番2、1015番、1016番、1017番、1
018番1、1018番2、1021番、1022番1、1022番2、1022番3、
1022番4、1022番5、1022番6、1024番、1025番、1026番1、
1026番2

上益城郡益城町大字平田字小柳1027番2の一部(次の図に示す部分に限る。)、1
027番3、1028番1の一部(次の図に示す部分に限る。)、1028番2、102
8番3の一部(次の図に示す部分に限る。)、1028番4、1032番1、1032番
2の一部(次の図に示す部分に限る。)、1033番、1036番、1037番1、10
37番2、1037番3、1037番4、1037番5、1041番の一部(次の図に
示す部分に限る。)、1042番1の一部(次の図に示す部分に限る。)、1042番2、
1043番1、1043番2、1044番の一部(次の図に示す部分に限る。)、104
5番、1046番、1047番、1048番、1048番・1056番1・1056番
2合併、1049番、1050番1、1050番2、1050番3、1050番4、
1050番5、1051番、1052番、1053番、1054番、1055番、10
57番、1058番1、1058番2、1058番3、1058番4、1059番、1
060番1、1060番2、1061番、1062番、1063番・1064番併、
1065番、1065番1、1066番1、1066番2、1067番、1068番・
1069番併、1070番、1071番の一部(次の図に示す部分に限る。)、107
3番の一部(次の図に示す部分に限る。)、1095番の一部(次の図に示す部分に限る。)、
1096番の一部(次の図に示す部分に限る。)、1099番、又1099番、1100
番1、1100番2、1100番3、1101番1、1101番2、1102番、11
03番1、1103番2

上益城郡益城町大字平田字境1230番1、1230番2、1230番3、1230
番4、1230番5、1230番6、1230番7、1230番8、1230番9、1
230番10、1230番11、1230番12、1230番13、1230番14、
1231番の一部(次の図に示す部分に限る。)、1232番の一部(次の図に示す部
分に限る。)、1233番1、1233番2、1233番3、1234番1、1234番2、
1234番3、1235番、1236番、1237番の一部(次の図に示す部分に限る。)、
1238番の一部(次の図に示す部分に限る。)、1239番の一部(次の図に示す部
分に限る。)、1240番、1246番、1247番、1247番1、1248番1、1248番2、12
49番、1250番、1251番1、1251番2、1251番3、1251番4、1
251番5、1251番6、1251番7、1251番8、1252番1、1252番
2、1252番3、1252番4、1253番1、1253番2、1254番、125
5番、1256番、1257番、1258番、1259番1、1259番1地先の水の
一部(次の図に示す部分に限る。)、1259番2、1260番、1260番1、126
1番、1262番1、1262番2、1262番3、1263番1、1263番2、1
263番3、1263番4、1263番5、1263番6、1264番1、1264番
2、1264番2地先の道、1264番3、1265番1、1265番2、1266番、
1266番1、1267番1、1267番2、1267番3、1267番4、1267番
番1、1268番2、1268番3、1268番4、1268番5、1268番6、1
270番、1271番1、1271番2、1272番、1273番1、1273番2、
1274番1、1274番2、1274番3、1274番4、1274番5、1274
番6、1274番7、1275番1、1275番2、1275番4、1275番6、1
276番1、1276番1地先の脱落地、1276番2、1276番4、1278番1、
1278番2、1278番3、1278番4、1278番5、1278番6、1278
番7、1278番8、1278番9、1278番10、1278番11、1278番1
2、1278番13、1279番、1280番1、1280番2、1280番3、12
81番1、1281番2、1281番3、1281番4、1282番1、1282番2、
1283番2、1283番3、1283番4、1283番5、1283番6、1284
番1、1284番2、1284番3、1284番4、1284番5、1284番6、1
285番1、1285番2、1286番1、1286番2、1286番3、1287番、
1287番地先の水の一部(次の図に示す部分に限る。)、1288番、1289番、1
290番、1291番、1292番、1293番、1294番、1295番、1295
番1、1296番1、1296番2、1297番、1303番2、1325番2の一部

(次の図に示す部分に限る。)、1325番3の一部(次の図に示す部分に限る。)、1325番4、1326番1、1326番2、1326番3、1326番4、1327番3、1327番4、1327番7、1327番8、1327番9、1333番1、1333番3、1333番4、1334番1、1334番2、1334番4、1334番5、1335番2、1335番2地先の水の一部(次の図に示す部分に限る。)、1336番1、1336番2、1336番3、1336番4、1336番5、1337番1、1337番2、1337番3、1337番4、1338番、1357番1、1357番2、1357番3、1358番、1358番2、1362番1の一部(次の図に示す部分に限る。)

(「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び益城町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第7号

宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第20条第1項の規定により造成宅地防災区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。

令和元年(2019年)5月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

福原2地区(大規模)

上益城郡益城町大字福原字西平1700番1、1700番2、1755番1、1755番2、1755番3、1755番4、1755番5、1755番6、1756番1、1756番1地先の水、1756番2、1757番、1758番、1759番1、1759番2、1760番1、1760番2、1760番3、1760番4、1761番、1764番1の一部(次の図に示す部分に限る。)、1764番2、1764番3、1765番の一部(次の図に示す部分に限る。)、1766番1、1766番1地先の水の一部(次の図に示す部分に限る。)、1766番2、1768番1、1768番2、1769番1、1769番2、1770番1、1770番1地先の一部(次の図に示す部分に限る。)、1770番2、1771番1、1771番2、1771番3、1771番4、1772番1、1772番2、1772番2、1773番1、1773番2、1774番1、1774番2、1774番3、1775番、1776番1、1776番2、1777番1、1777番2、1777番3、1778番1、1778番2、1779番1、1779番2、1780番1、1780番2、1781番1、1781番2、1782番1、1782番2、1782番3、1783番1、1783番2、1784番、1864番1、1864番2の一部(次の図に示す部分に限る。)、1865番、1866番1、1866番2、1867番1、1867番2、1868番1、1868番2、1868番3、1868番4、1869番、1871番、1872番の一部(次の図に示す部分に限る。)、1873番、1874番1、1874番2、1874番3、1874番4、1875番1、1875番2、1875番3、1876番1、1876番2、1877番1、1877番2、1877番3、1877番4、1878番1、1878番2、1878番3、1878番4、1880番2、1880番3、1880番4、1880番5

上益城郡益城町大字福原字園畑2029番1、2029番1地先の一部(次の図に示す部分に限る。)、2029番1地先の水の一部(次の図に示す部分に限る。)、2029番3

上益城郡益城町大字福原字南園2081番、2082番の一部(次の図に示す部分に限る。)、2083番、2083番地先の水の一部(次の図に示す部分に限る。)、2088番1、2089番1、2090番1、2090番2、2090番3、2090番4、2090番5、2090番6、2090番6地先の脱落地、2090番7、2091番、2092番、2092番地先の水の一部(次の図に示す部分に限る。)、2093番の一部(次の図に示す部分に限る。)、2093番地先の一部(次の図に示す部分に限る。)

上益城郡益城町大字福原字上ノ原2244番、2244番2、2245番1、2245番2、2245番3、2246番、2247番、2248番、2249番、2250番1、2250番2、2251番1、2251番2、2251番3、2252番1、2252番2、2252番3、2253番1、2253番2、2253番3、2253番4、2253番5、2253番6、2253番7、2253番8、2254番、2255番1、2255番1地先の水の一部(次の図に示す部分に限る。)、2255番2、2255番3、2256番1の一部(次の図に示す部分に限る。)、2256番2、2256番3、2256番4、2257番2の一部(次の図に示す部分に限る。)、2266番1、2266番2、2267番1、2267番2、2268番1、2268番2、2269番1、2269番2、2270番、2271番、2272番1、2272番1地先の一部(次の図に示す部分に限る。)、2272番2、2272番3、2273番の一部(次の図に示す部分に限る。)

(「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び益城町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第8号

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第20条第1項の規定により造成宅地防災区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。

令和元年（2019年）5月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

福原3地区（大規模）

上益城郡益城町大字福原字北市ノ川5356番の一部（次の図に示す部分に限る。）、5357番、5358番、5359番1の一部（次の図に示す部分に限る。）、5359番2、5363番の一部（次の図に示す部分に限る。）、5364番の一部（次の図に示す部分に限る。）、5365番、5366番、5367番、5368番、5369番1、5369番2、5371番1、5371番2、5372番、5373番、5373番1、地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）、5374番の一部（次の図に示す部分に限る。）、又5375番、5375番2、5375番2地先の水の一部（次の図に示す部分に限る。）、5375番3、5375番3地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）、5377番の一部（次の図に示す部分に限る。）、5386番、5387番、5388番1、5388番2、5388番3、5388番4、5389番、5390番、5391番、5392番1、5392番2、5392番3、5393番、5394番1の一部（次の図に示す部分に限る。）、5394番2

上益城郡益城町大字福原字南市ノ川5395番1、5395番2、5395番2地先の道、5396番の一部（次の図に示す部分に限る。）、5457番1の一部（次の図に示す部分に限る。）、5457番2、5457番3の一部（次の図に示す部分に限る。）、5457番4、5457番7、5458番2、5458番3、5459番、5460番1、5460番2、5460番3、5460番4、5460番5、5461番1、5461番2、5462番1、5462番2、5463番、5464番、5465番1、5465番2、5465番3、5466番、5467番、5469番1、5469番2、5473番1の一部（次の図に示す部分に限る。）、5473番2、5482番の一部（次の図に示す部分に限る。）、5483番の一部（次の図に示す部分に限る。）、5484番・5485番合併の一部（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び益城町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

熊本県公告第1号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和元年（2019年）5月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字除ノ上1648番32
343.79平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市須屋1556番地2レインボーパークA102号
富田 章裕

熊本県公告第2号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により同条第1項の生産事業者として次のとおり登録したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

令和元年（2019年）5月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	生産事業者の氏名及び住所	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地
熊本県熊本 第28号	尾籠 徳一 熊本市中央区坪井3丁目1 -7-501	種穂の採取、種穂の 精選、幼苗の育成、 幼苗以外の苗木の育 成	山林不動産 水俣市初野483-3-2 01
熊本県鹿本 第504号	最上 盛男 山鹿市鹿北町芋生1895	種穂の採取、種穂の 精選、幼苗の育成、 幼苗以外の苗木の育 成	最上 盛男 山鹿市鹿北町芋生1895
熊本県鹿本	今村 一郎	種穂の採取、幼苗の	今村 一郎

第505号	山鹿市鹿北町芋生1648	育成	山鹿市鹿北町芋生1648
熊本県鹿本	西田 賢	種穂の採取、幼苗の	西田 賢
第506号	山鹿市鹿北町芋生1654	の育成	山鹿市鹿北町芋生1654
熊本県鹿本	最上 良蔵	種穂の採取、幼苗の	最上 良蔵
第507号	山鹿市鹿北町芋生2163	育成	山鹿市鹿北町芋生2163

熊本県公告第3号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条並びに第51条第2項及び第4項の規定により、令和元年度（2019年度）狩猟免許試験並びに狩猟免許の有効期間の更新を受けようとする者の適性検査及び講習を次のとおり実施する。

令和元年（2019年）5月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 受験資格

熊本県内に住所を有する者で、狩猟免許を取得し、又は有効期間を更新しようとする者。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 20歳に満たない者（網・わな猟に限り18歳に満たない者）
- (2) 次のいずれかの病気にかかっている者

ア 統合失調症

イ そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）

ウ てらんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）

エ アからウまでに掲げるもののほか、自己の行為の是非を判別し、若しくはその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気

- (3) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- (4) 自己の行為の是非を判別し、若しくはその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（(1)から(3)までのいずれかに該当する者を除く。）
- (5) 法又は法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- (6) 法第52条第2項第1号に該当するに至ったとして狩猟免許の全部又は一部を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者

2 試験等の内容

- (1) 狩猟免許試験の内容

ア 狩猟に関する知識試験

択一式の筆記試験により、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣及び鳥獣の保護管理に関する知識について行う。

イ 狩猟に関する適性試験

視力、聴力及び運動能力について行う。

ウ 狩猟に関する技能試験

狩猟免許の種類（網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許）ごとに行う。

- (2) 狩猟免許有効期間更新に関する適性検査及び講習の内容

ア 狩猟に関する適性検査

視力、聴力及び運動能力について行う。

イ 狩猟に関する講習

法及び法施行令、猟具、鳥獣及び鳥獣の保護管理について行う。

3 試験等の日程及び場所

- (1) 狩猟免許試験については、別表1のとおりとする。
- (2) 狩猟免許の有効期間の更新を受けようとする者の適性検査及び講習については、別表2のとおりとする。

4 申請手続

- (1) 申請書類の請求先

- ア 熊本県県央広域本部 宇城地域振興局農林部林務課
- イ 熊本県県央広域本部 上益地域振興局農林部林務課
- ウ 熊本県県北広域本部 玉名地域振興局農林部林務課
- エ 熊本県県北広域本部 鹿本地域振興局農林部林務課
- オ 熊本県県北広域本部 菊池地域振興局農林部林務課
- カ 熊本県県北広域本部 阿蘇地域振興局農林部林務課
- キ 熊本県県南広域本部 八代地域振興局農林部林務課
- ク 熊本県県南広域本部 芦北地域振興局農林部林務課
- ケ 熊本県県南広域本部 球磨地域振興局農林部森林保全課
- コ 熊本県天草広域本部 天草地域振興局農林部林務課
- サ 熊本県環境生活部 環境局自然保護課
- シ 一般社団法人熊本県猟友会

- (2) 申請書類の提出先

- ア 狩猟免許試験
 - (ア) 第1回から第4回までの狩猟免許試験の場合
申請者の住所地を所管する熊本県広域本部地域振興局の農林部林務(森林保全)課(申請者の住所地が熊本市の区域内にある場合は、熊本県環境生活部環境局自然保護課)とする。
 - (イ) 第5回及び第6回の狩猟免許試験の場合
熊本県環境生活部環境局自然保護課とする。
- イ 狩猟免許の有効期間更新に関する適性検査及び講習
原則として、申請者の住所地を所管する熊本県広域本部地域振興局の農林部林務(森林保全)課(申請者の住所地が熊本市の場合は、熊本県環境生活部環境局自然保護課)とする。ただし、令和元年(2019年)9月1日実施に係る分については、熊本県環境生活部環境局自然保護課とする。
- (3) 申請書類の受付期限
狩猟免許試験又は狩猟免許の有効期間更新に関する適性検査及び講習の実施日の16日前までに必着のこと。
- (4) 提出書類等
 - ア 狩猟免許試験
 - (ア) 狩猟免許申請書 1部
 - (イ) 写真(申請前6月以内に撮影し、無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの) 1部
 - (ウ) 1の(2)から(4)までに該当しない者である旨の医師の診断書 1部
(銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている者は、その許可証の写しを提出することにより、これに代えることができる。)
 - (エ) 82円(10月以降実施分は84円)郵便切手を貼り、自己の住所を記入した返信用の封筒 1部
 - イ 狩猟免許有効期間更新に関する適性検査及び講習
狩猟免許有効期間更新申請書 1部
ア(イ)から(エ)までに掲げる提出書類等
- (5) 狩猟免許申請手数料及び狩猟免許有効期間更新申請手数料
熊本県手数料条例(平成12年熊本県条例第9号)の規定に基づく手数料として、次に掲げる金額の熊本県収入証紙を申請書に貼付し、納付すること。
ア 狩猟免許申請手数料5,200円(既に網猟、わな猟、第1種銃猟又は第2種銃猟のいずれかの免許を取得し、その保有する免許以外の種類を受験する者にあつては、3,900円)
イ 狩猟免許有効期間更新申請手数料 2,900円

別表1 狩猟免許試験実施日程及び場所

区 分	日 程	場 所
第1回試験	令和元年(2019年)6月29日(土)	熊本県球磨総合庁舎大会議室
第2回試験	令和元年(2019年)7月20日(土)	熊本県天草総合庁舎大会議室
第3回試験	令和元年(2019年)8月3日(土)	熊本県阿蘇総合庁舎大会議室
第4回試験	令和元年(2019年)8月24日(土)	熊本県宇城総合庁舎大会議室
第5回試験	令和元年(2019年)11月24日(日)	熊本県庁本館地下大会議室
第6回試験	令和2年(2020年)1月26日(日)	熊本県庁本館地下大会議室

別表2 狩猟免許有効期間更新に関する適性検査及び講習の実施日程及び場所

日 程	場 所
令和元年(2019年)6月8日	山都町矢部保健福祉センター「千寿苑」

日(土)	
令和元年(2019年)6月16日(日)	熊本県芦北総合庁舎大会議室
令和元年(2019年)7月2日(火)	熊本県宇城総合庁舎大会議室
令和元年(2019年)7月6日(土)	熊本県菊池総合庁舎大会議室
	熊本県八代総合庁舎大会議室
	熊本県球磨総合庁舎大会議室
令和元年(2019年)7月7日(日)	熊本県庁本館地下大会議室
令和元年(2019年)7月13日(土)	益城町交流情報センター「ミナテラス」
令和元年(2019年)7月20日(土)	熊本県阿蘇総合庁舎大会議室
令和元年(2019年)7月21日(日)	熊本県鹿本総合庁舎大会議室
	熊本県阿蘇総合庁舎大会議室
令和元年(2019年)7月27日(土)	熊本県天草総合庁舎大会議室
令和元年(2019年)8月4日(日)	熊本県玉名総合庁舎大会議室
令和元年(2019年)9月1日(日)	熊本県庁本館地下大会議室

熊本県公告第4号

毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第8条第1項第3号の規定により毒物劇物取扱者試験(以下「試験」という。)を次のとおり実施するので、毒物及び劇物取締法施行規則(昭和26年厚生省令第4号。以下「省令」という。)第8条の規定により公告する。

令和元年(2019年)5月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

令和元年(2019年)8月6日(火) 午前10時から正午まで

なお、災害等の影響で試験を実施できない場合は、令和元年(2019年)8月20日(火)に延期する。

(2) 場所

東海大学付属熊本星翔高等学校(熊本市東区渡鹿九丁目1番1号)

2 試験の種類

試験は、次の種類に分けて実施し、受験者は、そのうち1種類を選択するものとする。

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験(以下「一般」という。)
- (2) 農薬用品目毒物劇物取扱者試験(以下「農業用」という。)
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験(以下「特定」という。)

3 受験資格

特に制限はない。ただし、次に掲げる者は、毒物劇物取扱責任者となることができない。

- (1) 18歳未満の者
- (2) 精神の機能の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (3) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- (4) 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

4 試験の方法及び範囲

(1) 試験の方法

試験は、試験の種類ごとに、筆記試験及び実地試験を筆記により行う。

(2) 試験の範囲

次表のとおりとする。

	筆 記 試 験	実 地 試 験
一般	毒物及び劇物に関する法規 基礎化学	毒物及び劇物の識別及び取扱方法

	毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法	
農業用	毒物及び劇物に関する法規	省令別表第1に掲げる毒物及び劇物の識別及び取扱方法
	基礎化学	
	省令別表第1に掲げる毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法	
特定	毒物及び劇物に関する法規	省令別表第2に掲げる劇物の識別及び取扱方法
	基礎化学	
	省令別表第2に掲げる劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法	

5 受験手続等

(1) 受験願書の請求等

受験願書は、熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課及び熊本県保健所で配布するほか、熊本県のホームページに掲載する。
 なお、郵便により受験願書を請求する場合は、表面に「毒物劇物取扱者試験受験願書請求」と朱書した封筒に、返信用封筒（返信先を明記し、120円分（1部請求の場合）の郵便切手を貼付した角形2号封筒）を同封の上、熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課又は熊本県保健所に請求すること。

(2) 受験願書受付期間

令和元年（2019年）6月3日（月）から同月14日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、郵送による場合は、令和元年（2019年）6月3日（月）から同月14日（金）までの間の消印があるものを有効とする。

(3) 受験願書提出先

熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課又は熊本県保健所とする。

(4) 受験手数料

10,700円

(5) 受験願書を郵送で提出する場合

郵送で提出する場合は必ず書留とし、封筒の表面に「毒物劇物取扱者試験受験申込」と朱書すること。

6 受験票

受験票は、受験願書受付後、令和元年（2019年）7月下旬に受験者宛てに送付する。

7 正答及び合格基準の公表

令和元年（2019年）8月13日（火）午前10時に、熊本県庁行政棟本館1階ホール及び熊本県保健所に正答及び合格基準を掲示する。また、熊本県のホームページにも掲載する。

8 合格発表等

(1) 合格発表

令和元年（2019年）9月6日（金）午前10時に、熊本県庁行政棟本館1階ホール及び熊本県保健所に合格者一覧表を掲示する。また、熊本県のホームページにも掲載する。

(2) 合格証の交付

令和元年（2019年）9月6日（金）から同月20日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までに、受験願書を提出した機関において交付する。

(3) 得点に関する開示

熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第22条に基づく個人情報の口頭による開示請求期間は、合格発表の日から令和元年（2019年）10月8日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

9 問合せ先（受験願書請求及び提出先）

(1) 熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課

郵便番号 862-8570 熊本中央区水前寺六丁目18番1号
 電話 096-333-2242

(2) 熊本県有明保健所衛生環境課

郵便番号 865-0016 玉名市岩崎1004番地1
 電話 0968-72-2184

(3) 熊本県山鹿保健所衛生環境課

郵便番号 861-0501 山鹿市山鹿465番地2
 電話 0968-44-4121

(4) 熊本県菊池保健所衛生環境課

郵便番号 861-1331 菊池市隈府1272番地10
 電話 0968-25-4135

- (5) 熊本県阿蘇保健所衛生環境課
郵便番号 869-2612 阿蘇市一の宮町宮地2402番地
電話 0967-24-9035
- (6) 熊本県御船保健所衛生環境課
郵便番号 861-3206 上益城郡御船町辺田見400番地
電話 096-282-0016
- (7) 熊本県宇城保健所衛生環境課
郵便番号 869-0532 宇城市松橋町久具400番地1
電話 0964-32-1148
- (8) 熊本県八代保健所衛生環境課
郵便番号 866-8555 八代市西片町1660番地
電話 0965-33-3198
- (9) 熊本県水俣保健所衛生環境課
郵便番号 867-0061 水俣市八幡町二丁目2番13号
電話 0966-63-4104
- (10) 熊本県人吉保健所衛生環境課
郵便番号 868-8503 人吉市西間下町86番地1
電話 0966-22-3107
- (11) 熊本県天草保健所衛生環境課
郵便番号 863-0013 天草市今釜新町3530
電話 0969-23-0172

熊本県公告第5号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の2第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。
令和元年（2019年）5月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 処分をした年月日
平成31年（2019年）4月22日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
 - (1) 有限会社興成産業
菊池郡菊陽町津久礼2349-6
取締役 成房 史浩
熊本県知事許可（般-28）第13848号
 - (2) 株式会社アリオホーム
熊本市東区小山2-14-47
代表取締役 堤 伸二
熊本県知事許可（般-27）第17931号
 - (3) 合同会社アルファ企画
上益城郡益城町惣領1667-5
代表社員 大濱 正秀
熊本県知事許可（般-28）第18083号
- 3 処分の内容
建設業法第29条の2第1項の規定による許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実
上記2の建設業者については、営業所の所在地又は建設業者の所在を確知できず、その旨を平成31年（2019年）2月26日付け熊本県公告第113号で公告したが、その公告の日から30日を経過しても当該建設業者から申し出がなかった。
このことが、建設業法第29条の2第1項に該当するため。
- 5 教示
 - (1) この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることが出来ます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。
 - (2) 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（上記（1）の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することが出来ます。ただし、この処分があったことを知った日（上記（1）の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（上記（1）の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

熊本県公告第6号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和元年（2019年）5月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
サンロードシティ
熊本県球磨郡錦町西字打越715番1号 外
- 2 変更しようとする事項の概要
 - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 荷さばき施設の位置
 - (変更前) F棟東側
 - (変更後) F棟西側
 - イ 廃棄物等の保管施設の位置
 - (変更前) F棟東側
 - (変更後) F棟西側
- 3 変更する年月日
平成31年（2019年）4月30日
- 4 届出年月日
平成31年（2019年）4月15日
- 5 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局総務振興課
令和元年（2019年）5月7日から令和元年（2019年）9月7日まで

熊本県公告第7号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和元年（2019年）5月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市合生字西沖野3955番7及び同3955番10
359.03平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池郡菊陽町大字津久礼173番地9磯部ハイツ202号
江頭 昭彦
江頭 睦美

熊本県公告第8号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和元年（2019年）5月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市合生字西沖野3955番8
301.01平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市北区津浦町20番28号B201
杉浦 和広

熊本県公告第9号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、令和元年（2019年）5月7日から同月20日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

令和元年（2019年）5月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	

株式会社山田ファーム	八代市郡築一番町	八代市北平和町290番ほか6筆
株式会社山田ファーム	八代市郡築一番町	八代市北平和町258番
上野 弘道	八代市千丁町古閑出	八代市千丁町古閑出字築合南割2805番1ほか6筆
吉崎 靖治	八代市千丁町吉王丸	八代市千丁町太牟田字道上103番ほか3筆
西田 龍仁	八代市鏡町貝洲	八代市鏡町宝出字弐八番割894番1ほか2筆
堤 友弘	八代市鏡町北新地	八代市鏡町内田字弐番割1219番1ほか9筆
津田 恒伸	八代市鏡町北新地	八代市鏡町北新地字八番割1539番1ほか1筆
古川 宏治	八代郡氷川町宮原	八代郡氷川町若洲字八番割336番ほか1筆

2 申請年月日
平成31年(2019年)4月11日

熊本県公告第10号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、令和元年(2019年)5月7日から同月20日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

令和元年(2019年)5月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
吉田 将明	八代市郡築四番町	八代市郡築四番町71番1
小川 壽藏	八代市坂本町鶴喰	八代市坂本町鶴喰字戸田谷3288番1

2 申請年月日
平成31年(2019年)4月15日

熊本県公告第11号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、令和元年(2019年)5月7日から同月20日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

令和元年(2019年)5月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
中村 雅貴	菊池市泗水町豊水	菊池市泗水町豊水大字大坪2767番1ほか2筆
農事組合法人久米	菊池市泗水町豊水	菊池市泗水町豊水字西請851番4

2 申請年月日
平成31年(2019年)4月18日

熊本県公告第12号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

令和元年(2019年)5月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
出田 力	熊本市東区下江津	熊本市東区画図町大字下無田字大沖1044番
出田 力	熊本市東区下江津	熊本市東区画図町大字下無田字道下1120番1
宮本 初雄	熊本市東区画図町	熊本市東区画図町大字所島字堂ノ下625番1ほか25筆
有限会社秀明ナチュラルファーム熊本	熊本市西区中島町	熊本市西区沖新町字方近割592番1ほか3筆
松村 昭典	熊本市西区中原町	熊本市西区中島町字古川19番1ほか5筆
上野 修一	熊本市西区中島町	熊本市西区中島町字中潟277番ほか1筆
森 日出輝	熊本市西区小島下町	熊本市西区中島町字古川22番1ほか11筆
長井 恵吾	熊本市南区御幸木部	熊本市南区御幸木部町字野中2002番1
農事組合法人加勢川アグリネット	熊本市南区元三町	熊本市南区八幡二丁目1068番ほか3筆
高木 戴四郎	熊本市南区海路口町	熊本市南区海路口町字学料五番割2162番1ほか9筆
株式会社アグリ飽田	熊本市南区会富町	熊本市南区並建町字村ノ前665番ほか10筆
成松 敬介	熊本市南区富合町平原	熊本市南区富合町木原字鱈塚1300番ほか9筆
小夏 英昭	熊本市南区城南町沈目	熊本市南区城南町沈目字木下88番ほか1筆
深迫 高則	熊本市北区植木町大井	熊本市北区植木町大井字井ノ迫259番
田上 義春	熊本市北区植木町大井	熊本市北区植木町大井字迎田125番
杉元 一樹	熊本市南区御幸木部	熊本市南区御幸木部町字西源海2180番1ほか2筆

2 認可年月日
平成31年(2019年)4月26日

登載依頼

熊本県選挙管理委員会告示第1号

当委員会が管理する選挙につき、候補者届出政党又は候補者が、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第150条第1項又は第3項の規定による政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数、次のとおりとする。

令和元年(2019年)5月7日

熊本県選挙管理委員会

委員長 松 永 榮 治

1 第49回衆議院議員総選挙において、熊本県内の小選挙区選出議員の選挙に関し、候補者届出政党が、法第150条第1項の規定による政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数
(1) 当該候補者届出政党の熊本県内の小選挙区に係る届出候補者数が2人以下の場合

株式会社熊本放送	1回
株式会社熊本県民テレビ	1回
(2) 当該候補者届出政党の熊本県内の小選挙区に係る届出候補者数が3人以上の場合	
株式会社熊本放送	1回
株式会社熊本県民テレビ	1回
熊本朝日放送株式会社	1回
2 第25回参議院議員通常選挙において、熊本県選出議員の選挙に関し、候補者が、法	
第150条第3項の規定による政見放送を行うことができるとが、	
幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数	
株式会社熊本放送	1回
株式会社熊本県民テレビ	1回
熊本朝日放送株式会社	1回
株式会社熊本放送(ラジオ放送)	1回

熊本県教育委員会告示第1号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。
令和元年(2019年)5月7日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

- 1 競争入札に付する事項
- 熊本県教育情報化推進事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入れ
- 2 入札参加資格
 - 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」で、営業種目が「リース・レンタル(OA機類)」に登録されている者であることを。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
 - 2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から令和元年(2019年)5月16日(木)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和4年(2022年)3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続

(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和3年(2021年)10月1日から令和3年(2021年)11月30日(熊本県の休日を含め定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

熊本県教育委員会公告第1号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。
令和元年(2019年)5月7日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 業務の名称

熊本県教育情報化推進事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入れ
 - (2) 業務に係る発注・契約担当部局

熊本県教育庁教育政策課学校改革支援班(熊本県庁行政棟新館7階)
郵便番号 862-8609 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

- 電話番号 096-333-2673
 ファックス番号 096-384-1509
- (3) 業務に係る入札担当部局
 熊本県出納局管理調達課管理班 (熊本県庁行政棟本館2階)
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 電話番号 096-333-2581
 ファックス番号 096-381-9010
- (4) 借入物品及び数量
 アイ教育用コンピュータ 312セット
 その他周辺機器及びソフトウェア
- (5) 借入物品の企画、品質など
 熊本県教育情報化推進事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入れ要求仕様書 (以下「要求仕様書」という。)による。
- (6) 借入期間
 令和元年(2019年)9月1日(日)から令和6年(2024年)8月31日(土)
- (7) 納入期限
 令和元年(2019年)8月31日(土)
- (8) 履行場所
 要求仕様書による
- (9) 入札方式(紙入札併用案件)
 この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからエまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けたい者を除き、紙入札による入札はできない。アイ登録参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者、イ塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者、ウ名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (10) 入札金額
 入札金額は、賃借料1月当たりの借入代金とする。見積りに当たっては、60月賃借料率で計算する。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とする。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であることを免脱事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札すること。
- (11) 要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。
- (12) 最低制限価格の設定
 この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
 次の(1)から(5)まで定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」で、営業種目が「リース・レンタル(OA機器類)」に登録されている者であること。
 なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの変更受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間
- 公告の日から令和元年(2019年)5月16日(木)午後5時まで
- イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
 1(3)の入札担当部局
- ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等
 熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
- エ 提出の方法
 イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合はアの受付期間内に必着とする。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再

- 生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (5) 仕様適合証明願に機能等証明書及び納入物品仕様一覧等を添付し、1(2)の発注・契約担当部局に令和元年(2019年)5月21日(火)午後5時までに提出し、審査を受け、本調達物品の使用に適合している証明(「仕様適合証明書」による。)を受けた者であること。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)に定める条件の全てを満たす者であることを確認するため、次に掲げる書類を提出すること。
ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 仕様適合証明書
- (2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イに掲げる書類は(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請書は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から令和元年(2019年)5月30日(木)午後5時まで
- (4) 提出先
1(3)の入札担当部局
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間
1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和元年(2019年)5月30日(木)午後5時まで受け付ける。
- (2) 要求仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和元年(2019年)6月18日(火)まで行う。
- (3) 入札の方法
ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和元年(2019年)6月17日(月)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
イ 紙入札による入札の方法
(ア) 日時 令和元年(2019年)6月18日(火) 午前10時
(イ) 場所 1(3)の入札担当部局
(ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和元年(2019年)6月17日(月)(必着)までには1(3)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受け

たときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。
なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号（第3号を除く。）のいずれかに該当する入札

イ 民法（明治29年法律第89号）第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

(7) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(9) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額（1月当たりの賃借料）に借入月数（60月）を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)の申出期限

イ 提出場所 1(2)の発注・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。
熊本県教育庁教育政策課学校改革支援班（熊本県庁行政棟新館7階）

電話番号 096-333-2673
ファックス番号 096-384-1509

イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。
熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。
くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

- (1) Name and quantity of commodity
A Set of Personal computers for
education
• 312 personal computers
• peripheral equipments and softwares
- (2) Date and place to tender
Date: June 18th, 2019, 10:00 am
Place: Kumamoto Prefectural Government
Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural government
Main Building)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Educational Policy Division
Board of Education Prefectural Office
of Kumamoto
6-18-1 Suizenji, Chuoku, Kumamoto-City,
Kumamoto Prefecture
862-8609, Japan
Phone: 096-333-2673
- (4) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen